



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
12 月 19 日
号 外
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、滋賀県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 17 年 12 月 19 日

滋賀県監査委員	家	森	茂	樹
"	朝	倉	克	己
"	柘		勝	次
"	中	森		武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成 17 年 3 月 16 日
監査結果報告年月日	平成 17 年 3 月 28 日
監 査 の 結 果	児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成 16 年 12 月末日現在の収入未済額 (繰越分) は、前年同期に比べ 1,644,390 円増加し、12,095,400 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済の解消については、受益者負担の公平性の確保からも完納をめざし、督促状、催告状の送付、電話、手紙、居宅訪問による督促を行い、また分納指導、口座振替による収納を促進し、さらに入所者本人の障害基礎年金に係る負担金については、入所施設の協力を得て収納に努めているところである。その結果、平成 17 年 1 月から平成 17 年 10 月末までに 136,470 円を収納するとともに、居所不明等により消滅時効の完成に至った 214,450 円の不納欠損処分を行った。残る収入未済額 (繰越分) 11,744,480 円についても、その回収のため滞納整理強化期間を設定し全職員による粘り強い納入指導と収納促進を図っていくとともに、児童の措置初動期において、扶養義務者との連絡を密にして納入義務意識の向上を図り新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	湖南中部流域下水道事務所
監査執行年月日	平成 17 年 4 月 13 日
監査結果報告年月日	平成 17 年 4 月 26 日
監 査 の 結 果	青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のもの単価契約品目に置き換え請求しているにもかかわらず、その請求書により平成 16 年 4 月および 5 月分が支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努め

<p>られたい。</p>
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>
<p>本件の精算については、平成17年3月17日に完了している。</p> <p>今後、青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払事務の適正な執行を図るため、直ちに会計事務処理について検討し、青写真焼付け等単価契約に係る発注等事務取扱内規を整備して、平成16年度下半期の契約業務から実施し、納品検査時や支払い時において確認、検査を徹底して行っている。</p> <p>また、契約更新時においても、職員会議で全職員に対して発注時、納品時および支払い時の確認、検査や単価契約外の品目を発注する場合の取り扱いを周知徹底し再発防止に努めている。</p>

監査執行対象機関名	南部振興局
監査執行年月日	平成17年6月2日・6月3日・6月9日・6月10日・7月13日
監査結果報告年月日	平成17年7月26日
監査の結果	<p>(1) 青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換えるなどして請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年4月分および5月分が支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(総務出納課)</p> <p>(2) 職員の不注意による自損事故(県過失割合100%)が発生し、810,674円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(田園振興課)</p> <p>(3) 職員の不注意による交通事故が2件(県過失割合100%、90%)発生し、保険を含めて813,561円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(建設管理部)</p> <p>(4) 青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換えるなどして請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年4月分から6月分までが支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(甲賀県事務所総務出納課)</p>

<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>
<p>(1) 本件の精算については、平成17年3月16日に完了している。</p> <p>今後、単価基本契約に係る支払事務の適正な執行を図るため、平成16年9月9日、局内に「単価契約品購入事務改善検討会」を立ち上げ、単価契約品の全般にわたり、一連の流れの確認を行った。また、青写真焼付等については、単価契約品目および仕様を検討し、契約品目、仕様を整理するとともに、発注票の統一を行い、さらに、契約更新時に、発注担当者へ説明会を開催し、発注・納品時の確認・検収の徹底を行い再発防止に努めている。(総務出納課)</p> <p>(2) 職員の不注意による交通事故が発生したことを深く受け止め、再発防止のため、次のとおり事故防止等に努めている。(田園振興課)</p> <p>ア 定期的な課内会議において、安全運転による事故防止の徹底を図っている。</p> <p>イ 職員の安全意識高揚のため、振興局が開催した交通安全講習会をはじめ、県総務部総務課主催の交通事故防止講習会、滋賀県交通安全無事故運動実行委員会主催の滋賀県交通安全無事故運動および草津・栗東安全運転管理者協会主催の無事故・無違反100日運動に積極的に参加し、交通事故ゼロに向けて取り組んでいる。</p> <p>ウ 前照灯昼間点灯の徹底を呼びかけるとともに、運転日誌に「前照灯昼間点灯の実施チェック」欄を設けて実施状況を確認するように改善するとともに、公用車に警報音による前照灯消し忘れ防止装置を追加装備し、前照灯昼間点灯の徹底が図れるよう整備した。</p> <p>エ 毎日、乗車前の職員に安全運転の呼びかけを行っている。</p> <p>(3) 職員の不注意による交通事故が発生したことを深く受け止め、再発防止のため、次のとおり事故防止等に努めている。(建設管理部)</p> <p>ア 二度と交通事故を起こさないとの決意を職員全員で共有するため、職員の常会およ</p>

び部内課長会議において、繰り返し安全運転と交通事故防止の周知徹底を図った。
 イ 交通安全に係る職員の意識の高揚を図るため、振興局が開催した交通安全講習会、
 県総務部総務課主催の交通事故防止講習会および草津・栗東安全運転管理者協会主催
 によるヤングドライバーズ・セーフティースクールなどの講習会に積極的に参加して
 いる。

ウ 滋賀県交通安全無事故運動実行委員会主催の滋賀県交通安全無事故運動に振興局と
 して参加したことに加え、草津・栗東安全運転管理者協会主催の無事故・無違反100
 日運動に職員全員が参加し、職場が一丸となって交通事故ゼロに向けて取り組むこと
 とした。

エ 日常点検マニュアルを作成の上、各課に配備し、点検・整備・清掃などの車両の適
 切な管理に努めている。

オ 運転日誌に「前照灯昼間点灯の実施チェック」欄を設けて前照灯昼間点灯運動を積
 極的に推進している。

(4) 本件の精算については、平成17年3月16日に完了している。

今後の単価基本契約に係る支払事務の適正な執行を図るため、平成16年度下半期の入
 札執行前に発注票様式の改定を行うとともに、発注担当者に対しては、単価契約内容の
 周知、単価契約品目外発注時の見積徴取、納品時の確認・検収、納品書への記名・押印
 を徹底している。また、支出に当たっては、請求明細書と納品書の照合により、請求書
 の額が適正なことを確認して再発防止に努めている。(甲賀県事務所総務出納課)

監査執行対象機関名	東近江地域振興局
監 査 執 行 年 月 日	平成17年5月27日・5月30日・6月14日・7月13日
監査結果報告年月日	平成17年7月26日
監 査 の 結 果	<p>(1) 青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換え請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年4月分および5月分が支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(総務出納課)</p> <p>(2) 山村辺地等活性化事業補助金において、補助金交付要綱に定める補助事業変更承認申請が必要であったにもかかわらず、手続がされていない事例が認められたので、今後は補助金交付要綱に基づき適正な事務の執行に努められたい。(地域振興課)</p> <p>(3) 県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ153,400千円増加し、525,549千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(税務課)</p> <p>(4) 河湖占用料等において、平成17年4月末日現在、1,011,812円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(建設管理部)</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 本件に係る精算については、平成17年3月10日に完了している。 今後の適正な事務執行を確実なものとするために、発注票様式の改善をはじめ、発注時点での点検、納品時点での確認励行、支払時点での確実な照合など、発注から支払いに至る一連の手続に遺漏のないよう改善を進め、関係全職員に徹底励行を図った。 また、平成16年度下半期からは、電子データ出力作業の項目を仕様書に加えるなど、業務の現状に見合うように単価契約品目の整理を行うとともに、単価契約品目に当てはまらない場合には、必ず別途執行伺いを起こすように関係全職員に指導の徹底を図り、再発防止に努めている。(総務出納課)</p> <p>(2) 山村辺地等活性化事業補助金については、今回の事態を受け、総務部自治振興課において、事業変更承認の手続が必要な場合を明確にすることを内容とする補助金交付要綱および同運用指針の改正・通知(平成17年10月18日付け滋自振第944号および同第945号総務部長名)が行われた。これに併せて、当局においても、管内対象市町長に対し平成17年10月26日付け滋近振地第585号で、補助事業の内容等の変更が生じる場合における補助金交付要綱等に基づく適正な執行について改めて通知を行った。</p>